## 岩手県告示第49号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年1月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	相处十万口
特定非営利活動法人なご	宮城県気仙沼市田中36番	グループホームぽらん室	一関市室根町折壁字兵沢	亚比99年19日95日
み	地1	根	114番地1	平成22年12月25日

## 2 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	有 <u>比</u> 平月日
特定非営利活動法人なご	宮城県気仙沼市田中36番	グループホームぽらん室	一関市室根町折壁字兵沢	平成22年12月25日
み	地1	根	114番地1	